

## 新型コロナウイルス対策に関する意見書

昨年12月に中国・武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、3月11日に世界保健機関（WHO）がパンデミックと表明するに至っている。

そのような中、我が国においても、感染者が増加の一途をたどり、学校の一斉休業、外出の自粛要請、飲食店等への休業要請やイベントの自粛要請などにより、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

政府においては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大するなどの対策を進めているところであるが、いまだ収束が見えず、国民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。

このような未曾有の難局に対し、引き続き、国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 外出自粛に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び充実を図ること。

- (6) 国民からのさまざまな相談に対応するため、国による電話相談やSNS相談等の充実を図り、国民の不安解消に努めること。また、地方自治体に対しても、相談窓口の運営に必要なかつ十分な支援を行うこと。

## 2 医療提供体制等の強化について

- (1) 感染者の更なる急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (3) 検査機関や医療機関におけるPCR検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
- (5) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

## 3 学校休業への対応について

- (1) 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等に対し地方自治体の実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- (2) 感染拡大に伴い、小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、保護者及び旅行業界双方の状況を踏まえ、必要な財政措置を講じること。
- (3) 児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」を強力に推進すること。また、遠隔授業や在宅学習が可能となる環境を迅速に整備するとともに、十分な財政措置を講じること。

#### 4 経済対策について

- (1) 地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等が事業継続できるよう、徹底した資金繰り対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事業者の負担を軽減するため、支援措置を早急に講じること。
- (3) 新たに創設される「持続化給付金」について、対象となる事業者への給付を迅速に行うことができるよう、周知を徹底するとともに、事務手続を極力簡素化すること。
- (4) 雇用調整助成金については、日限上限を引き上げるとともに、対象となる事業者への助成が迅速に行われるよう窓口相談体制の強化や事務手続の簡素化を図るとともに、地方自治体に過度の事務負担が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 国の責任のもと、休業した事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受ける事業者に対する救済措置を講じること。
- (6) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (7) 国民への現金給付を行う際、市町村に過度な事務の負担が生じることのないよう配慮するとともに、給付に要する経費については、全額国費で負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月7日

福岡県八女市議会

提出先：内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長